



こんにちは 三豊市地域包括支援センターです

2

防ごう！ 高齢者虐待

平成 18 年 4 月 1 日に「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、6 月 1 日、三豊市に「三豊市高齢者虐待防止ネットワーク」が設置されました。

これらは高齢者が尊厳を保ち生きていけるよう、虐待の防止と保護のための措置、また高齢者を支える養護者の負担を軽減するために作られたものです。平均寿命が長くなった今日、誰もが高齢者を支え、自らも高齢者として支えられる可能性があります。

生涯を穏やかに暮らせるように、無理をせず、さまざまなサービスや制度を利用していきましょう。

高齢者虐待ってなに？

虐待は、身体的な暴力だけではなく、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

身体的虐待

たたく、ける、つねる、
身体を縛る等

経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
年金、預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等

心理的虐待

- ・排泄の失敗などを嘲笑したり、恥をかかせる
- ・どなる、ののしる、悪口を言う、無視する等

介護や世話の放棄・放任

食事を十分に与えない、入浴をさせない
本人が必要とする介護・医療サービスを理由なく制限したり使わせない等

性的虐待

本人が同意していない性的な行為や
その強要

早期発見・報告で虐待を防ぎましょう！

高齢者虐待を受けた人は届け出を、高齢者虐待を発見した人は通報することができます。(高齢者の生命に危険がある場合は通報しなければなりません。)

早期に発見し第三者が介入することで、虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待に気づいたときは、ひとりで抱え込んだり悩んだりせず、地域包括支援センターなどの専門機関等に相談しましょう。

「虐待かもしれない・・・」「誰かに聞いてほしい」と思ったら、ひとりで悩まないで、すぐにご相談ください。秘密は厳守します。

問い合わせ・相談 三豊市地域包括支援センター（本庁舎 4 階 介護保険課内）
62・1124 FAX 62・1171

* 三豊市高齢者虐待防止ネットワークとは・・・

三豊市内の保健、福祉、医療をはじめ消防、警察等の関係機関が、高齢者虐待の予防と早期発見から被虐待者・虐待者とその家族への援助に至るまで、有機的な連携に基づいた援助方策や援助システムを検討する、地域の見守りネットワークです。

来月は、総合相談・権利擁護について詳しくお知らせします。